学年制に改めるという反対の改革を行なった。 教室制を採用する。 しかし、 日本画科は次に述べるように教室制を

760

各年級に從つて受持教師を定め一年長原孝太郎、二年和田英作、 度となし愈此の新學期から實行する事になつた、 三年藤島武二、 上野る東京美術學校の西洋畫科では、 四年及卒業期を黑田清輝氏等の各教授連が受持つ 今回其組織を改めて教室制 從來の洋畫科は

受持ち傍ら總てを統一する事になる、 が入つて岡田、 のである、 徒は己れの好む教室に入り己れの選んだ師に就て學ぶ事が出來る て居たのであるが、今度は三年以上を限り教室制度になし、各生 教室の數は三つに分れ從來圖案科に居た岡田三郎助氏 和田、 藤島の三教室が出來、 右に就いて正木〔直彦〕 黑田教授は研究科を 校

る 後教室制度になれば教授上にも統一され生徒には大變 便 利 で 長は『從來は非常にまち/~であつて多少の非難もあつたが、 教室は分れても競技は一處にするのであるから、教授達は却 あ 今

ら多い處もあららし、 て苦しい理である 誰の教室が多いか分らぬが或は親切であるか 作品の優秀な點から生徒の殖える處もあら

5 から 自由に己れの好む師に就く事が出來ると云ふのが一番いゝ 中々面白い現象を見られる事と思ふ、 外の組織の案もあった

に思ふ、」と語った。

たようである(『東京美術学校の歴史』桑原実監修、 が多く集まり、 教室分けによる各教室の生徒数については不明であるが、これよ 昭和五十二年、 十数年後の生徒たちの発言によれば特に藤島教室に生徒 大きく身動きすることもできない状態のときもあっ 磯崎康彦・吉田千鶴子

|洋画科に倣い、 彫刻科も三年後に人事刷新が行われたのを機に

た。

日本文教出版)

日本画科の学年制

2

任は次のように定められた。 法を改革したが、それは従来の教室制を改めて学年制に すると 西洋画家の改革と時を同じくして日本画科も大正七年九月に教授 西洋画科とは反対の改革であった。 この改革により各学年の 担

予備科 交代

第一年 篠田柏邦助手

小泉青堂助教授

第三年 松岡映丘助教授

第四年 結城素明教授

卒業期 松岡映丘

研究科 結城素明

十二月川合玉堂が主任となり、 なお、同科はこの年の十一月に主任教授の寺崎広業が辞職して翌 寺崎広業、 小堀鞆音、 川合玉堂の三教授は平等に各学年を指 また、 松岡映丘が教授に昇格するな

3 彫刻科の卒業制作補助費

どの人事異動があった。

大正七年九月二十八日の彫刻科教官会議では次のことが検討され

第2章 制度改革期

卒業製作ニ関スル件

トスー、木彫及牙彫部ハ従来通リ補助費ヲ給シ其製作品ハ学校ノ所蔵

三、竹己
一、塑造部ハ従来ノ補助法ヲ止メ日、西両科同様自費ヲ以テ製作工、塑造部ハ従来ノ補助法ヲ止メ日、西両科同様自費ヲ以テ製作工、塑造部ハ従来ノ補助法ヲ止メ日、西両科同様自費ヲ以テ製作

ヲ要ス 右作室ヲ展覧会ノ陳列場トスルコト、従ツテ其製作室ハ尚ホ考究作室ヲ展覧会ノ陳列場トスルコト、従ツテ其製作室ハ尚ホ考究粘土ノマ、ニテハ重量ノ関係上二階へ運搬困難ナルヲ以テ其製

【「至 年月 教官会議関係書類掛別による。】

- 五円の補助費支給が停止されたか否かは判然としない。ただし、これより直ちに従来の塑造部生徒に対する一人当たり二

4 日本画旧派の攻撃

先き立って、この文書が作成された背景についてまず述べておきた撃と本校の対応のさまを如実に示す資料である。内容を紹介するには大正七~八年に作成されたもので、日本画旧派の本校日本画科攻スル件ニ関スル答弁」と題する文書が綴じ込まれている。この文書本学所蔵「従大正元年意見書類庶務掛」に「美術問題ニ付先 決 ヲ 要

い

七回帝國議會

●貴族院(三月十六日)

弔詞を贈るの件を諮り然る後議長は馬屋原二郎氏を磨けり 氏は實に痛歎の至なるが今又議員宮島誠一郎君逝去の報に接せりとて午前十時開會 諸般の報告後德川議長は近時本院に不幸相續くは

失ふに至たれるは識者の慨歎に堪へざる所なれども文部省が主管俗模に流れ誠實の精神無く浮華輕佻亂脈に陷り以て繪畫の本色を力精神の修養充足せる點に在り 然るに近來の有樣多くは寫生的に就て質問する所あり 其の要は本邦繪畫の特色は誠實に基き實繪畫獎勵に關する政府の方針

拘らず其の審査往々優劣を定むるの標準を知る能はざるものあ

せる美術展覽會に於ける審査委員會は實に美術獎勵の機關なるに

關なるに 761 第18節 大正7年